

軍風紀肅正ニ関スル注意



昭和十五年八月
於 前川 子俊鋪

11-149

0479

軍風紀肅正ニ関スル注意 昭和十五年八月

近時聯隊ノ軍風紀著シク弛緩シ爲ニ他隊ヨリ
指彈ヲ受ケアル狀況ナルハ過去ノ赫々タル戰
績ニ對シ極メテ遺憾トスル所ナリ即チ他隊上
官ニ對スル欠禮服裝不良宿營地外無斷外出各
個ノ徵發及稻刈支那人ノ携行シアルモノノ掠
奪難民所ヘノ出入等實ニ皇軍トシテ恩半ニ過
クルモノアリ茲來戰績ノ軍隊カ軍風紀弛緩
ノ爲功ヲ一貰ニ欠キタル例少カラズ聯隊ハ此
際一氣呵成軍風紀ヲ肅正シ至嚴ナル軍紀ノ下
ニ戰力ノ培養ヲ期セントス之カ手段トシテ實
行ヲ要望スルコト巨ノ如シ

敬禮

敬禮演習ヲ十分ニシ上官ニ對スル敬禮ノ實

11-150

0480

行ヲ確實ナラシムヘシ一時ト雖隊列ヲ離レ
アルモノハ單獨ノ敬禮ヲ行フヘシ又多人數
同地附近ニアル時上官來ル時ハ最初發見シ
タル又ノ敬禮ト時ヒ一敏ノ注意ヲ喚起スヘ
シ、發見ニ至リ隊列ヨリ十米ニテ又遅レタル
又ノ又ハ草刈中上官ヲ發見シタル者又個人
ノ敬禮ヲ行フヘシ
林上師團長并上歩兵團長ニハ直屬上官同様
停止敬禮ヲ行フヘシ物品ヲ携行シアル又ノ
敬禮ハ陸軍禮式ニ從ヒ嚴守スヘシ

ニ 宿營區域

本部中隊等ハ宿營區域ヲ決定シ鹿砦等ヲ
以テ其區域外トノ區別ヲ明瞭ニシ特ニ許可
證ナキ又ノハ一切其外ニ出テシムヘカラス

0481

二 公用證ハ白腕章中一寸五分ニ公用證隊號(胸)
章ニ準テ(左)隊印ヲ捺印シ外出證ハ黃腕章中
一寸トシ右ニ準シ作製スヘシ
許可ナク宿營區域外ニ出テタルモノハ腕章
ト見做シ所斷スヘシ

三 服裝

一 自己宿營地内ニアリテハ上衣及袴ヲ脱スル
コトヲ得鉢巻類被ハ嚴禁ス
指揮官、指揮下ニアリテ体操等ヲナス時ニ
限り裸体トナスコトヲ得
二 宿營區域外ニ出ツル時ハ衣袴ヲ着シ帶劍ヲ
ナシ公用者ハ巻脚絆ヲ穿ツヘシ
但徵發草刈等部隊トシテ行動スル時ハ指揮
官ハ徒歩者ニ限り上衣ヲ脱セシムルコトヲ

11-151

0482

得

3. 上衣ハハ 聯隊ノ胸章◇印ヲ常ニ明瞭ニシ又
襦袢ニハ上衣ニ準シ隊號姓名ヲ常ニ明瞭ナ
ラシムヘシ

四 草刈

草刈ハ各隊ニ於テ下士官ノ指揮スル草刈班
ヲ編成シ公用證ニ準スル草刈證ヲ附セシメ
隊長所定ノ位置ニテ草刈ヲ行フヘシ

五 徵發ハ一週一回トシ隊長引率シ演習ヲ兼テ
隊ノ主力ヲ以テ行フヘシ之カ爲自衛兵器ハ
勿論中隊ハ砲少クモ二門ヲ携行スルヲ本則
トス

其日割左ノ如シ

月 周 又

Rst

0483

木 周 3 Ast

同日ノ徵發隊ハ成ルヘク同方面ニ行キ自衛ノ完全ヲ期スヘシ

同日雨天ノ時ハ甚翌日トス

各隊ハ常ニ馬糧少ク又七日分ヲ集積シ置クモトス

其 他

一 軍ハ此地方ニ於テ毛治守工作ヲ行ヒアリ故

ニ之ヲ破壊セサル様嚴ニ注意シ治守維持會

アル林ニ於テハ徵發セズ經理官ヲ同行シ購買

ヲナスヘシ

二 支那人ノ運搬シテル物資ハ絶對ニ手ヲ觸ル

ヘカラス又難民所ニハ一切立入ルヲ禁ス

3. 自動車ニ便策ハ聯隊副官ノ發行スル便策許

11-152

0484

可證ヲ所持スル者ノ外策車セシムヘカラス
以上ハ主トシテ軍風紀肅正上ノ形式的方面ヲ
述ヘタルモノニシテ眞ノ軍風紀ノ肅正ハ各人
ノ皇軍意識ノ徹底ニアリ各隊長ハ常ニ懇ニ訓
化指導スルト共ニ嚴ニ實行ヲ監督シ各勤務者
又亦ノ趣旨ニ基キ非違者ヲ摘發上下一体以テ
劃期的向上ヲ期スヘシ
若シ夫レ違背者アルニ於テハ断然タル處分ヲ
イヌヘシ

0485